

在宅重度障がい者家族介護慰労手当

◇制度の概要

在宅重度障がい者家族介護慰労手当は、著しく重度の障がい有する方と同居して、常時その介護に従事している方の負担の軽減を図り、介護者の福祉を増進するために支給するものです。

◇手当の月額

手当は福祉事務所長の認定を受けた日の属する月の翌月分から支給され、6月・9月・12月・3月の年4回に、それぞれの当該月までの分を支給します。

手当額 月額 5,000円

◇受給できる人

慰労手当は、食事、着替え、入浴及び排便等にあたり、常時特別の介護を必要とする方（以下「重度障がい者」という。）を介護している方に支払われます。 重度障がい者とは次のような状態にある方をいいます。

【重度障がい者とは】

精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20歳以上65歳未満の方（介護保険法でいう40歳以上65歳未満の特定疾病者を除く）であって、**特別障がい者**手当の支給を受けている方と同程度の障がいの状態にある方

所得制限

手当を受ける本人もしくは配偶者、又は扶養義務者に**前年分の所得税が課税**されている時は、一定期間手当支給を停止します。

受給資格のない方

介護する重度障がい者が次の状態にあるときは、手当を受給する資格はありません。

- ◆障害者支援施設その他これに類する施設に入所されているとき
- ◆病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院されているとき
- ◆過去1年間に在宅福祉サービスを利用したとき（年間7日以内の短期入所及び日中一時支援事業の利用を除く。）

◇申請の手続き（申請書類は市障がい福祉課窓口にあります。）

- (1) 在宅重度障がい者家族介護慰労手当認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 民生委員の意見書（様式第 2 号）
- (3) 重度障がい者に係る次に掲げる書類
 - ① 特別障がい者手当を受けているときはその決定通知書
 - ② 特別障がい者手当を受けていないときは、重度障がい者の障がい程度を明らかにすることのできる医師の診断書又はその他の資料
- (4) 在宅重度障がい者家族介護慰労手当世帯現況届（様式第 3 号）
- (5) 課税・所得調査同意書（1 月 1 日現在（認定申請が 1 月から 6 月のときは前年の 1 月 1 日現在）で他市町村に居住していたときは、当該市町村長の発行した課税・所得証明書）
- (6) 所得税の源泉徴収票
- (7) 手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳等
- (8) 受給資格者の通帳